

衆議院 第十九回国会 通商産業委員会議録 第三十一号

昭和二十九年四月六日(火曜日)

午後二時七分開議

出席委員

委員長 大西 稔夫君

理事小平 久雄君 理事中村

理事鶴田 一君 理事山手

理事水井勝次郎君 理事加藤

鎌造君 小金 義照君

義照君 始閑

田中 龍夫君 士倉 宗明君

馬場 元治君 笠本 一雄君

長谷川四郎君 加藤 清二君

齊木 重一君 桥二君

出席國務大臣 通商産業大臣

通商産業政務次官

通商産業事務官

(大臣官房長) 通商産業事務官

通商産業事務官

(通商産業事務官)

通商産業事務官

同月五日

航空機製造法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一三八号)

同月三日

九州電力株式会社の電力料金値上げ

反対に関する請願(瀬戸山三男君紹介)第四二〇〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

地方自治法第百五十六条第六項の規

定に基き、繊維製品検査所の出張所

の設置に関し承認を求める件(内閣提出、承認第二号)

航空機製造法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一三八号)

石油及び可燃性天然ガス資源開発法

の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号)

石油資源探鉱促進臨時措置法案(内閣提出第九九号)

繊維に関する件

○大西委員長 これにより会議を開き

ます。

○大西委員長 これまでに付託された

繊維に関する件を議題とし、そ

の提案理由の説明を求めます。

通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)第二十二条の規定に基き、鹿児島県鹿児島市に新たに神戸繊維製品検査所鹿児島出張所を設置する必要を生じたので、その設置について地方自治法第百五十六条第六項の規定により国会の承認を求める。

おります。ところが、出張して検査表示を行う場合の申請者は、検査手数料のほかに受託出張規則に基づいて、その

第一条 この法律は、航空機及び航空機用機器の製造及び修理の事業の事業活動を調整することによつて、国民経済の健全な運行に寄与するとともに、航空機及び航空機

用機器の製造及び修理の方法を規定することによつて、その生産技術の向上を図ることを目的とする。

第一條第一項を次のように改め

ります。

おきます。

第一條第一項を次のように改める。

(目的)

第一條 この法律は、航空機及び航空機用機器の製造及び修理の事業の事業活動を調整することによつて、国民経済の健全な運行に寄与するとともに、航空機及び航空機

用機器の製造及び修理の方法を規

定することによつて、その生産技

術の向上を図ることを目的とす

る。

この法律において「航空機」と

は、人が乗つて航空の用に供する

ことができる飛行機、回転翼航空

機、滑空機及び飛行船その他政令

で定める航空の用に供することが

できる機械器具をいう。

第三条第一項を加える。

この法律において「特定機器」

とは、左に掲げる物をいう。

第一前項第一号及び第二号に掲げ

る航空機用機器

機器であつて、政令で定めるも

の

「第三章 製造等の事業」を「第

二章 事業」に改める。

第二章中第三条の前に次の十二条

を加える。

(事業の許可)

第二章の二 航空機(通商産業省令

で定める滑空機を除く。第十七条

第一項を除き、以下同じ。) 又は特定機器の製造又は修理(改造を含み、通商産業省令で定める軽微な修理並びに航空運送事業者又は航空機使用事業者の自家修理及びこれに準ずるものを除く、以下同じ。)の事業を行おうとする者は、通商産業省令で定める航空機又は特定機器の製造又は修理の事業の区分に従い、工場ごとに、通商産業大臣の許可を受けなければならぬ。

(許可の申請)

第二条の三 前条の許可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

(許可の基準等)

第二条の五 通商産業大臣は、第二条の二の許可の申請が左の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 当該事業の用に供する特定設備が技術上の基準に適合すること。

2 前項の規定により許可事業者の地位を承継した者は、運営なく、その事業を証する書類を添えて、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(事業の区分の変更)

第二条の八 許可事業者は、第二条の六第二項第三号の事項を変更ようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 第二条の五第一項第一号の規定は、前項の許可に準用する。

(許可の失効)

第二条の十二 許可事業者がその事業を廢止したときは、許可是、その効力を失う。

2 第三条の二 工場の所在地

第三条の二 前項の届出書には、事業計画書その他の通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(届出事業者の設備)

第三条の二 前項の届出書を提出した者(以下「届出事業者」という。)であつて、特定機器以外の航空機用機器の製造又は修理の事業を行うものは、特定機器以外の航空機用機器の製造又は修理のための設備で、その製造又は修理の事業の種類ごとに通商産業省令で定めるものであつて、当該事業の用に供するものを通商産業省令で定める生産技術上の基準に適合するよう

に維持しなければならない。

2 第二条の九 第二項の規定は、前

その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

2 第二条の十三第二項の規定により第二条の二の許可を取り消され、取消の日から二年を経過しない者

(承継)

第二条の七 第二条の二の許可を受けた者(以下「許可事業者」といへば、許可事業者又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、許可事業者の地位を承継する。

2 第二条の五の規定は、前項の許可に準用する。

(工場の移転)

第二条の十一 許可事業者は、第二条の六第二項第五号の事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 第二条の五第一項第一号の規定は、前項の許可に準用する。

(事業の届出)

第三条の二 第二条の二の通商産業省令で定める滑空機又は特定機器以外の航空機用機器の製造又は修理の事業を行おうとする者は、工場ごとに、左に掲げる事項を記載した届出書を通商産業大臣に提出しなければならない。

2 不正な手段により第二条の二の許可を受けたとき。

3 第十六条の二第一項の条件に違反したとき。

3 第三条を次のように改める。

2 前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他の通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

(許可の欠格事由)

第二条の四 左の各号の一に該当する者は、第二条の二の許可を受けることができない。

一 この法律の規定に違反して一年以上の懲役の刑に処せられ、

2 記載しなければならない。

一 許可の年月日及び許可の番号

二 氏名又は名称及び住所

三 前号の事業の用に供する特定設備(航空機又は特定機器の製造又は修理のための設備であつて、前条の通商産業省令で定めて、前条の通商産業省令で定める区分に応じて通商産業省令で定めるもの)。

2 通商産業大臣は、武器を装備し、又はどう載せる構造を有する航空機の製造又は修理の事業について第二条の二の許可をするときは、あらかじめ、防衛庁長官の意見をきかなければならぬ。

(許可証)

第二条の六 通商産業大臣は、第二条の二の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 許可証には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

2 通商産業大臣は、当該事業の用に供する特定設備を第二条の五第一項第二号の生産技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

2 通商産業大臣は、当該事業の用に供する特定設備が第二条の第一項第一号の生産技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 第二条の八第一項、第二条の二第一項の規定により許可を受けなければならぬ。

2 第二条の九第二項の規定は、前

第四条及び第五条を次のように改

める。

(氏名等の変更)

第四条 許可事業者は、第二条の六

第二項第二号の事項に変更があつたときは、運輸なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

2 届出事業者は、第三条第一項の届出書に記載した事項に変更があつたときは、運輸なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

(事業の廃止の届出)

第五条 許可事業者は、その事業を廃止したときは、

通商産業大臣に届け出なければならない。

第六条及び第七条を次のように改める。

(製造の方法)

第六条 航空機の製造に係る許可事業者は、通商産業大臣の認可を受

けた製造の方法によるのでなければ、航空機の製造をしてはならない。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請に係る製造の方法が通商産業省令で定める生産技術上の基準に適合すると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

第七条 通商産業大臣は、航空機の製造に係る許可事業者が前条第一項の認可を受けた方法によらないで航空機の製造をしていると認めるとときは、許可事業者に対するその認可を受けた方法によつてその製造をすべきことを命ぜることが

できる。但し、同項但書に規定す

る場合は、この限りでない。

第八条第一項中「航空機の製造をする者」を「航空機の製造に係る許可事業者」に改め、同条第二項中「第六条第一項の検査に合格し、又は

同条第三項の承認を受けた製造設備等」を「第六条第一項の認可を受けた製造の方法」に改め、同条第四項中「航空機を製造した者」を「許可

事業者」に改める。

第九条を次のように改める。

(修理の方法)

第九条 航空機の修理に係る許可事業者は、通商産業大臣の認可を受けた修理の方法によるのでなければ、航空機の修理をしてはならない。但し、試験的に修理をする場合

合その他通商産業省令で定める場

合は、この限りでない。

2 第六条第二項及び第七条の規

定は、航空機の修理の方法に準用する。

第十一条第一項中「航空機について

通商産業省令で定める修理をする場

合」を「航空機の修理に係る許可事業者は、航空機について通商産業省令で定める修理をする

者は」を「航空機の修理に係る許可事業者は、航空機について通商産業省令で定める修理をするときは」に改め、同条第二項中「航空機の修理を除く。」を「航空機の修理をするときは」に改め、同条第二項中「航空機の修理を除く。」を「航空機の修理をする」を「航空機の修理をするときは」に改め、同条第二項中「航空機の修理を除く。」を「航空機の修理をする」を「許可事業者若しくは修理業者」に改め、「若しくは製造設備等若しくは修理設備等」を削除する。

(修理の方法)

第十四条 航空機用機器の修理に係る許可事業者は、通商産業大臣の認可を受けた修理の方法によるのでなければ、航空機用機器の修理をしてはならない。

2 第十一条を次のように改める。

(修理の方法)

第十五条第一項中「又は確認」を「製造若しくは修理の方法の認可、確認又は製造證明」に改める。

第十二条第一項を次のように改め

る。
1 第十二条第一項を次の二条に分離する。

2 第十二条第一項を次のように改め

る。

第十二条第一項の前に次の二条

を加える。

(許可等の条件)

第十六条の二 許可又は認可には、

条件を附し、及びこれを変更する

ことができる。

2 前項の条件は、許可又は認可に

係る事項の確定な実施を図るために

必要な最少限度のものに限り、且

つ、許可又は認可を受ける者に不

当た義務を課すこととなるもの

である。

(国内に対する適用)

第十三条 許可事業者は、

第十四条 許可事業者は、

第十五条 訸金の支拂いを受

けた場合、その金額に該當する

税金を負担する。

第十六条 許可事業者は、

第十七条 訸金の支拂いを受

けた場合、その金額に該當する

税金を負担する。

(修理の方法)

第十八条及び第七章の規定を除

き、同に適用があるものとする。

この場合において、「許可」とは

「認可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

しない場合その他通商産業省令で定める場合は、この限りでない。
2 第十五条第一項中「又は確認」を「製造若しくは修理の方法の認可、確認又は製造證明」に改める。

3 第十二条第一項を次の二条に分離する。

2 第十二条第一項の前に次の二条

を加える。

(許可等の条件)

第十六条の二 許可又は認可には、

条件を附し、及びこれを変更する

ことができる。

2 前項の条件は、許可又は認可に

係る事項の確定な実施を図るために

必要な最少限度のものに限り、且

つ、許可又は認可を受ける者に不

当た義務を課すこととなるもの

である。

(国内に対する適用)

第十三条 許可事業者は、

第十四条 許可事業者は、

第十五条 訴金の支拂いを受

けた場合、その金額に該當する

税金を負担する。

第十六条 訸金の支拂いを受

けた場合、その金額に該當する

税金を負担する。

(修理の方法)

第十八条及び第七章の規定を除

き、同に適用があるものとする。

この場合において、「許可」とは

「認可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

一 又はこれを併科する。

二 第十二条第一項の二の許可を受けない

で航空機又は特定機器の製造又

は修理の事業を行つた者

三 第十三条の規定に違反して製造証明のない航空機用機器を航空機の製造又は修理に用いた者

第二十四条中第二号を削り、第一号を第二号とし、第一号として次の号を加える。

一 第二条の七第二項、第四条又

は第五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對して、各本条の罰金刑を科する。

別表中「検査又は同条第三項の承認」を「認可」に、「検査又は同条第二項において準用する第六条第三項の承認」を「認可」に改める。

附 則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める。

2 この法律の施行の際現に航空機又は特定機器の製造又は修理の事業を行つてゐる者であつて、改正前の第三条第一項の届出書を通商産業大臣に提出しているものは、

第二条の二の許可を受けないでも、この法律の施行の日から起算して六十日を限り、許可事業者とみなす。これらの者がその期間内に同条の許可を申請した場合において、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、また同様とする。

3 改正前の第三条第一項の規定に

より提出された届出書は、改正後の同項の規定により提出された届出書とみなす。

4 この法律の施行の際現に附則第二項の規定により許可事業者とみなされる者がその事業の用に供している特定設備であつて、改正前の第六条第一項、第九条第一項、第十一条第一項又は第十四条第一項の検査に合格している製造方法又は第九条第一項若しくは第十六条第一項若しくは第十二条の二の許可を受けた特定設備とみなす。

5 この法律の施行の際現に改正前の第六条第一項若しくは第十二条の二の許可を受けた特定設備とみなす。

6 この法律の施行の際現に改正前の第六条第一項、第九条第一項、第十二条第一項又は第十四条第一項の認可を受けたものとみなす。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、な

ました航空機製造法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を申し上げます。

現行航空機製造法が施行せられましてから約二年を経過しましたが、この間、航空機工業は、修理事業から再開され最近に至つて生産需要もようやく見られるに至りました。しかしながら、この反面新規企業の設立が相当多くもくろまれておりますが、需要の僅少な現状において企業の確立を來することは、単に航空機工業の健全な発達を阻害するばかりでなく、過剰投資の弊を生み、国民経済の健全な運行を妨げるおそれがあります。しかもに現行法は、検査に主眼をおいた技術的立法でありまして、このような事態に対処するためには、新たに事業法としての譲り受けたものとみなす。

6 通商産業省設備法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を

次のように改正する。

第七条第三十五号を次の

ようにより改める。

三十五 航空機又は航空機用機器の製造又は修理の事業を許

可すること。

第十一条第七号を次のように改め

る。

七 航空機又は航空機用機器の

製造又は修理の事業の許可に

関すること。

第十一条第七号を次のように改め

る。

八 航空機の施行前にした行為に

対する罰則の適用については、な

ども、この法律の施行前にした行為に

して六十日を限り、許可事業者と

みなす。これらの者がその期間内に同条の許可を申請した場合におい

て、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、

また同様とする。

九 改正前の第三条第一項の規定に

の条件、国に対する適用の規定を追加する等所要の条文整理を行ふこととい

うとした。以上がこの法律案の提案理由及び主

要な内容の概略であります。何とぞ憲

法審議の上、御可決あらんことを切

りました。重ねて御審議の上、御可決あらんことを切

ります。

○中崎委員 私審議の申述でちよつと

遅れたりしたので、どの程度の質疑応

答がされておるかよくわかりませんの

で、あるいは重複になる点もあるかも

わかりませんが、この点をお含みおき

願います。

まず石油に関する問題であります。

この法律案のおもな改正点は、航空機の製造または修理の事業について、現行法の届出制を撤めて許可制とし、

また次第であります。

○川上政府委員 業界等におきましては、二十九年度の石油の需要は少くとも千百万キロリットル程度は必要ではありますかといふようなことを言われておりますが、私の方でもこの需給関係の見通しはなかなかむずかしいので、

はたしてどの程度伸びるかという点に

つきましてはつきりした数字がなかなかつかめないので、今おつしや

い出すような千二百万キロリットル、そこまでは行かないんじやないかとい

うふうにわれ／＼は考えていましたの

ですが、私の方でもこの需給関係の見通しはなかなかむずかしいので、

はたしてどの程度伸びるかといふように思ひます。

そこで、重ねて御審議の上、御可決あらんことを切

ります。

○川上政府委員 業界等におきましては、二十九年度の石油の需要は少くとも千百万キロリットル程度は必要ではありますかといふようなことを言われておりますが、私の方でもこの需給関係の見通しはなかなかむずかしいので、

はたしてどの程度伸びるかといふように思ひます。

そこで、重ねて御審議の上、御可決あらんことを切

ります。

キロリットル程度、こういうふうに現状在ふんでおあります。総計いたしまして、大体昨年は揮発油、燈油、軽油、重油、これを合せてまして八百六十万キロリットル程度あります。が、本年度におきましては八百九十四万キロリットル程度というふうに考えておりますので、これ以外にももちろん潤滑油その他が若干あるわけでございます。従いまして今申し上げましたように、揮発油、燈油、軽油につきましては、昨年よりもある程度需要をオーバーし、また供給力もオーバーすると考えておりますけれども、重油につきましては、この委員会の決議等も考え、また時に石炭企業、それからまた從来の外貨の伸びが特に重油について非常に多くなっております。関係等から考えまして、五百三十七万キロリットルを押さえなければいけないかといふふうに考文を申しております。これが特に重油について非常に多くなっていますが、重油につきましては、五百三十七万キロリットルで押さえなければいけませんけれども、これにつきましては大体自然な姿にそのままにしておきましては六百万を越えるんじゃないかといふふうに考文を申しておきましては六百万を越えておきましては、そのままであります。

○中嶋委員 つけ加えてお尋ねするのですが、潤滑油についてもわれくは重大な関心を持っておるのであります。潤滑油に対する需給の見通しをひとつこの際伺いたい。

○川上政府委員 失はこの潤滑油の数字は今日持つて参つておりますが、潤滑油につきましては、そろ需給が不足になるようかことはないより考文を申しておきましては、これは数量的にそらく足ります。これは數量的にそらく足りません。

第一類第十一号 通商産業委員会議録第三十一号 昭和二十九年四月六日

在ふんでおります。総計いたしまして、大体昨年は揮発油、燈油、軽油、重油、これを合せてまして八百六十万キロリットル程度あります。が、本年度におきましては八百九十四万キロリットル程度というふうに考えておりますので、これ以外にももちろん潤滑油その他が若干あるわけでございます。従いまして今申し上げましたように、揮発油、燈油、軽油につきましては、昨年よりもある程度需要をオーバーし、また供給力もオーバーすると考えておりますけれども、重油につきましては、五百三十七万キロリットルを押さえなければいけないかといふふうに考文を申しておきましては、そのままであります。

○中嶋委員 重油についての消費規正は、ある程度やむを得ないといふふうに考文されておるようあります。が、これまでに相当重油についての消費規正として、いわゆる行政指導といふふうに考文されております。さて今までに相手重油を使つておる面に見えます。が、そういうふうにやられておる面に見えますか、そういうふうに考文されております。が、今までに相手重油についての消費規正として、いわゆる行政指導といふふうに考文されております。

○中嶋委員 重油についての消費規正として、いわゆる行政指導といふふうに考文されております。が、そういうふうに考文されております。が、今までに相手重油を使つておる面に見えますか、そういうふうに考文されております。

○中嶋委員 重油についての消費規正として、いわゆる行政指導といふふうに考文されております。が、そういうふうに考文されております。が、今までに相手重油を使つておる面に見えますか、そういうふうに考文されております。

○中嶋委員 重油についての消費規正として、いわゆる行政指導といふふうに考文されております。が、そういうふうに考文されております。

が実際ににおいて今度は外貨の割当等について、それに従わないようなものは、政府で必ずしも実績によらず、新しい政府の方針によつて行くのだといふことになれば、一つの大きな力となると思う。その点については大臣にも聞きたいのでありまつたが、政務次官は一体どういうふうに考へておるか、ここまではつきりと言明していただきたいと思います。

○古池政府委員 ただいまお話を伺ひ、わが国の石油の事情は何分にも困

難が非常に少いものですから、それでそこを外国の石油に依存しておるとい

う状態で、この点はきわめて冷静に考

えて、わが国としては非常に弱味であると思います。しかしながら外貨の割

当につきましては、これは日本独自の

権限を持つておつて、独立国として日

本が当然やることでありますから、こ

れについて外貨の制制を受ける必要は

もごもつともと存じますけれども、わ

れわれどしそしては、できる限り不正

な外貨の要求というものがあるとすれ

ば、これはどこまでも排除いたしまし

て、最もわれ／＼が適当と考え、適正

と考へる方針に従つて処理をして參り

申しあげましたよな新事態に即

応する事情もこれにあんぱいいたしま

して割當を考慮して行きたいといふ

ことは、ただいま鈴山局長から御説明

申しました。

○中崎委員 次に鉱油の輸入に対し

て、原燃料で輸入するのか製品で輸入

するのかといふことは一つの大きな問

題だと思います。そこで一般的に考えますと、原燃料で輸入する場合においては、国内の工場を利用して工賃がそれを精製するところがいいのではないかということで、そなうことで、そなうようにならへんことを全面的にやりますと、一十十分に合る。国内における石油精製工場の大きなものも、ほとんど大半が外國資本である。五〇%といふあるといは四八%が日本の資本であると一面では言われるけれども、實際においては、その支配権は今言つておるの資本に握られ、その利益は半数以上は外国人にとられて行つてしまふといふことになる。從つてやはり外貨の節約の面だけ考へるべきではないので、ある程度自由競争して価格を減つて参りますと、ます／＼そなうふうなことになります。従つてやはり外貨の節約の面だけ考へるべきではないので、ある程度自由競争して価格を安くさせる、そして一般の需要者の立場も十分考へて行かなければならぬといふようなことを考へ、また一面におきましては、どこか非常に安い製品を買つて、もし国際的にFOBあたりの価格が高い場合におきましては、それを安く率制するという必要もあると考へられますので、現在私としても、單に原油だけを入れるとそれから生れた重油を含めて出て来るだけでは、重油なら重油を製品で輸入した方には、原油は重油だけだけで出て来るのではない。やはり重油、軽油、燈油、あらゆる機械油を含めて出て来るだけではない場合もあり得る。そこで政府の方では、原油で輸入することが今言つたように、国内の工場を動かす上からいよいよ努力はしておるはずであります。大体昨年と今年あたりは、オクターン価値が上昇すれば相手つておるのでありますけれども、まだ外國製品の優良な油のオクタン価値のところでは行つてないところであります。現在大体六五くら

ましても、また外貨の節約という方面からいいましても、結局原油を入手する方法には、どうしてもアルコール専売のものと、國內においてコストが約三十九程度違うと考えられるのであります。これが浮いて来るというふうに考へたら、そういうふうに考へられる節もあります。また一面、石油といふものは国際的なものであつて、むしろ製品で輸入した方が採算上ではつきりと言明していただきたいと思います。

○古池政府委員 ただいまお話を伺ひ、わが国の石油の事情は何分にも困

難が非常に少いものですから、それでそこを外国の石油に依存しておるとい

う状態で、この点はきわめて冷静に考

えて、わが国としては非常に弱味であると思います。しかしながら外貨の割

当につきましては、これは日本独自の

権限を持つておつて、独立国として日

本が当然やることでありますから、こ

れについて外貨の制制を受ける必要は

もごもつともと存じますけれども、わ

れわれどしそしては、できる限り不正

な外貨の要求というものがあるとすれ

ば、これはどこまでも排除いたしまし

て、最もわれ／＼が適当と考え、適正

と考へる方針に従つて処理をして參り

申しあげましたよな新事態に即

応する事情もこれにあんぱいいたしま

して割當を考慮して行きたいといふ

ことは、ただいま鈴山局長から御説明

申しました。

○川上政府委員 これは実は私が鉱

山局長になる前から、一處通商省と

いたしましてはやはり原油を入れま

して精製して販売するという原則に

なつてあります。なぜそういう原則に

なつておるかと申しますと、日本が

の雇用力の關係、雇用關係からい

ひに官房長から、まだ今日まで返事がありません。それはアルコール専売の不始末の調査表並びに木材の外貨割当三十社に対するところの真相、そういうことは事実であります。されば御答弁すると言つて参つております。たしかしながら、そういう原則にはなつておられるけれども、今までそれに対するところの真相、そういうことは事実であります。これらはいかがになります。これにはいかがになります。それだけ程度のオクターン価値に五〇なり六五程度のオクターン価値では、低いということは定評であります。これを七五から八〇程度のオクターン価値にありますか。言いかえればそれだけ程度のコストがかかるのじやないかといふことであります。従つてやはり五千程度違うと考えられます。オクターン価値でありますから、罐類をすぐ取寄せかから御答弁申し上げます。しばらくお待ちください。

○川上政府委員 実はそういう数字をひとつ承りたい。

○川上政府委員 実はそういう数字をひとつ承りたい。

○中崎委員 オクターン価値につきましては、たとえばイランの石油のオクターン価値は相当高い、七五から八〇程度のものがいるということですが、そういうふうな高いものが日本に、しかも安い價値で入れれば非常にけつこうだといふようになります。その後政府の方でこれにいかに努力はしておるはずであります。大体昨年と今年あたりは、オクターン価値が上昇すれば相手つておるのでありますけれども、まだ外國製品の優良な油のオクタン価値のところでは行つてないところであります。現在大体六五くら

いまで行つておるのじやないかと思うのですが、それ以上のものはやはり輸入しなければいけないのじやないかと考へております。今お話をありますけれども、まだ外國製品の優良な油のオクタン価値のところでは行つてないところであります。

○中崎委員 議事進行……先般私が

質問いたしましたのに對して、大臣並

びに官房長から、まだ今日まで返事がありません。それはアルコール専賣の不始末の調査表並びに木材の外貨割当三十社に対するところの真相、そういうことは事実であります。されば御答弁すると言つて参つております。たしかしながら、そういう原則にはなつておられるけれども、今までそれに対するところの真相、そういうことは事実であります。これらはいかがになります。これにはいかがになります。それだけ程度のオクターン価値に五〇なり六五程度のオクターン価値では、低いということは定評であります。これを七五から八〇程度のオクターン価値にありますか。言いかえればそれだけ程度のコストがかかるのじやないかといふことであります。従つてやはり五千程度違うと考えられます。オクターン価値でありますから、罐類をすぐ取寄せかから御答弁申し上げます。しばらくお待ちください。

○大西委員長 今書類を持つておられたから、罐類をすぐ取寄せてから御答弁申し上げます。しばらくお待ちください。

○中崎委員 オクターン価値につきましては、たとえばイランの石油のオクターン価値は相当高い、七五から八〇程度のものがいるということですが、そういうふうな高いものが日本に、しかも安い價値で入れれば非常にけつこうだといふようになります。その後政府の方でこれにいかに努力はしておるはずであります。大体昨年と今年あたりは、オクターン価値が上昇すれば相手つておるのでありますけれども、まだ外國製品の優良な油のオクタン価値のところでは行つてないところであります。現在大体六五くら

いまで行つておるのじやないかと思うのですが、それ以上のものはやはり輸入しなければいけないのじやないかと考へております。今お話をありますけれども、まだ外國製品の優良な油のオクタン価値のところでは行つてないところであります。

○川上政府委員 イランのガソリンは、出光興産が昨年度十二万キロリットルくらい持つて参つたのです。これ

はガソリンだけでなく、ほかのものも入れなくてはよろしいといふところでもあります。それを持つて来ておりませんので

は行つていらないといふように考へておられます。

○中崎委員 次に鉱油の輸入に対し

て、原燃料で輸入するのか製品で輸入

するのかといふことは一つの大きな問

題だと思います。そこで一般的に考えますと、原燃料で輸入する場合においては、国内の工場を利用して工賃がそれを精製するところがいいのではないかといふふうに考へておられたがねますが、国内においてもまだオクターン価値が、外國製品を考へておりました。二百万以上のものが製品として入つて来るというふうに私どもは考えておりました。しかし、少なくとも三十万くらいの製品の割當をしたいといふふうに考へておりました。また重油につきましては、今回二十九年度の揮發油の割當につきましても、少くとも三十万くらいの製品を入れる、それから生れた重油につきましては、相當部分の製品を入れる

といふような考へて行つております。單に原油だけを入れるとそれから生れた重油につきましては、それを率制するといふようなことを考へておるとしても、まだ国際的にFOBあたりの価格が高い場合におきましては、それを安く率制するといふようなことを考へておるに

から、どうしておおかねをするか考へておられました。また一千円程度違つておるの

ふうです。一千円程度違つておるのだから、何と申しますか。

て石炭も相手余るような状態になつておりますので、そうした方面も大いに研究して行きたいといふに考えております。

○中嶋委員 本年度の石油の需給の見通しは、ことに重油において不足するという先ほどからの話であります。さてこの価格の見通しは一体鉱山局の方ではどういうふうに考えておられるか。それをひとつお聞きしておきた

○川上政府委員 石油関係が、特に重油につきましては、私はやはり非常に悪くなると考えておりますので、先ほども申し上げましたように、これはある程度はどうしても、需給の関係から放置しますと値段が上つて来るというふうに考えますので、価格の面につきましても、何とかして行政指導によりまして抑えるよう持つて行きたいと申しますが、ひととおりの問題を解決しておられます。しかしながら、これくらい上つて行くかという点につきましては、これはなかなか見通しをきいてもつまらない、現ほんとうに重油の需給が逼迫しておるかという問題につきましては、これはどうかと點もいろいろありますので、価格につきましては、おそらく下期におきましても、私は相当心配な点があると思うのですが、やはり行政指導によりまして、何とかして価格を抑えて行くよ

○永井委員 私は帝石の関係についてお聞きしたいと思うのです。これは運営の問題についての内容が主でありますから、大臣が来てから伺いたいと思

○川上政府委員 昨日帝石におきましたのは臨時株主総会を開きましたが、これをひつとお聞きしておきました

○川上政府委員 明日帝石におきましたのは臨時株主総会を開きましたが、これをひつとお伺いいたします。

○永井委員 人事の問題に対しても、その通り実現されることを希望しておりますが、その通り実現されることを希望しておりますが、その通り実現されることを希望しておりますが、その通り実現されることを希望しておりますが、その通り実現されることを希望しておりますが、その通り実現されることを希望しておりますが、その通り実現されることを希望しておりますが、その通り実現されることを希望しておりますが、その通り実現すること

○永井委員 人事の問題に対しても、その通り実現されることを希望しておりますが、その通り実現されることを希望しておりますが、その通り実現されることを希望しておりますが、その通り実現されることを希望しておりますが、その通り実現することを希望しておりますが、その通り実現することを希望しておりますが、その通り実現ることを希望しておりますが、その通り実現することを希望しておりますが、その通り実現することを希望しておりますが、その通り実現することを希望

○永井委員 人事の問題に対しても、その通り実現されることを希望しておりますが、その通り実現することを希望しておりますが、その通り実現することを希望しておりますが、その通り実現することを希望

○永井委員 人事の問題に対しても、その通り実現されることを希望しておりますが、その通り実現することを希望

○川上政府委員 政府が相当程度株を持つておられますことは、これは事実であります。しかし、この株式につきましては、これが帝石に付されたとするならば、どういう理由によつてこれが円満な解決の方向に進むの

○永井委員 大臣が四時ごろに出席する所でありますから、これらの問題についてはいずれ大臣に伺いたいと思いますが、ただいま局長の答弁の中

○永井委員 人事権に対しまして干渉するといふことになります。しかし、この幹部に対する責任のある態度としてある会社に対する責任のある態度ではないやないか、もつと口信と、それから国財政投資をするという責任において、この紛争の処理に当るべき

○永井委員 人事権に対しまして干渉するといふことはやつて参つて來なかつたので、從来政府としてはそういうふうなことを相談するようになつて、新しい重役も入れた役員会におきましたが、その役員会のいろいろな仕事の分担なり、あるいはこの法律が実施されると、どういうふうに持つて行くかと確に伺いたい。

○川上政府委員 明日の臨時総会が終りました以後におきまして、新しい重役も入れた役員会におきましたが、その役員会のいろいろな仕事は、私の方では聞いておりますが、その前提条件として一、二

この解決の問題につきましては、実はお伺いいたしたいと思います。

帝石は明七日に臨時株主総会を開いて、新しい重役陣容の整備をするといふふうなことを聞いておるのであります。それが事実であるかどうか。これに對して局長の方ではどういうふうに考えておられるか、これをお伺いいたします。

○川上政府委員 明日帝石におきましたのは臨時株主総会を開きましたが、これをひつとお伺いいたします。

○永井委員 人事の問題に対しても、その通り実現されることを希望しておりますが、その通り実現されることを希望しておりますが、その通り実現することを希望

○永井委員 人事の問題に対しても、その通り実現することを希望

○永井委員 人事の問題に対しても、その通り実現することを希望

○永井委員 人事の問題に対しても、その通り実現することを希望

○永井委員 人事の問題に対しても、その通り実現することを希望

○永井委員 大臣が四時ごろに出席する所でありますから、これらの問題についてはいずれ大臣に伺いたいと思いますが、ただいま局長の答弁の中

○永井委員 人事権に対しまして干渉するといふことはやつて参つて來なかつたので、從来政府としてはそういうふうなことを相談するようになつて、新しい重役も入れた役員会におきましたが、その役員会のいろいろな仕事は、私の方では聞いておりますが、その前提条件として一、二

この解決の問題につきましては、実はお伺いいたしたいと思います。

したこと、いな、なかつたと言つてもよいくらいであつたのではないかと思うのであります。このことが事態を今日の混乱、狼狽に追い込んだ最大の原因であることは明白な事実であります。しかし優秀な通商者が在外公館に派遣されているはずであります。このように情報、広報が全然なかつたとは実際問題としてはおかしくないであります。この意味において、私は大臣の飾らないところの率直なお答えを期待するものであります。わが国の在外公館は各省から優秀な人々が、特に通産省からは最も優秀な人たちが十七人も派遣されておることは私もよく知つております。そしてこれらの人々が昨年歐米視察の途次にこの人々の活動を見て参りました。しかしながらこれらの人々はその身分は外務大臣の統括下にあるのであります。外務当局者たる事務に対する理解においても知識においてもまた熱意においても著しく異なるものがあると思います。従つてこの意味においては、本来の活動に支障や不便や難難を来て、今回のごとき大失態の原因となつたのではないと私は思うのであります。従つてこの意味においては、本來の活動ができますように御通産省から派遣される商務官系統の活動は、通産に関する情報とか報告を通じて、実際活動の上にいろいろな制約となり、かと思ひであります。しかし事務の記録とかいうことについても、実際情報にこれをとどめておいても、実際情報といふものはそのときに来てそのとき

に聞くべきものであります。あらゆる観点から調査し、それで十の報告が二つや三つはむだになつて、それが二つや三つはむだになつても、直接受けたところにそのすべての商務の関係の情報が生きて来る。この種の事務分掌を実際に即して改善することができますならば、国民の一人が一刻も争う重大な世界貿易戦に伍してひけをとらぬゆえんであると私は思ふ。その調査によりましては、その在外公館のうちから、あるいはその国生産地あるいは需要地に向つて調査に行きたい、あるいは品物の展示会をやりたい、あるいは現に聞くところによりますと、最近シカゴに博覧会があるということがあります。そういう場合には、やはり通産省の関係から行っている人をそこに派遣して実際を見させたい。ところがこういう問題については、やはり通産省の関係から行っている点がかります。さきに述べましたように、行き届かぬ絹の問題が、世界中が寄つたかつてやつと一歩をもつて陳弁の擁護事実とするが、これを重ねて追究するのはちよつと失礼なようになりますが、問題は、この種のエチケット問題である以上に、重い大かつ深刻であるという意味からして御了承願いたいのですが、ここで私は声を大にして、一言にして尽せば、政府の認識の浅きを糾弾したいと思います。いや、これは私一個人の声ではございません。全國數十萬の関係業者の声であり、日本の再建を心から念する国民の声であると思うのでもあります。さきに述べましたように、紡生産がわが国の重要産業であるにもかかわらず、その影響打撃の大なるこのアメリカの禁止法を輕視したとあります。さきに述べましたように、紡生産が存すると思うのであります。この意味において、この禁止法を軽視し、この一年間を空費し、事態を今日の苦境に追い込んだ政府の怠慢と無策と認識がおかしいと申さなければならぬと思ふ。さきに申しましたミラノの世界紡織大会は、参加出席国は十七箇国でありますとして、三百人近い代表者が集まつたのであります。アメリカからもまた多数の代表者が出席したのであります。この会議において先般も申し上げましたが、わが政府からがこの会議に出席しているのであります。また下着類も除外せられておりませんが、マフラーのごときはどうであるが、帽子の飾りとか、手袋とか靴下とかは帽子の飾りとか、手袋とか靴下とかいうものが除外されている。あるいはまた新聞その他に相当詳しく述べられておりますが、この問題によつては、この禁止法問題については、一言半句の發言もなかつたのであります。そこでこの問題によつては、この問題によつては、今までの怠慢、無策とともに、國民あげての非難的となつておるのは御承知の通りであります。私は政府の良識に訴えておりません。私のこの一題言に耳を傾けられ、また今回の不幸な災厄が転機となつて、いわゆる災いを転じて福となつた

です。今後わが在外公館が正確にして迅速、的確にして鋭敏な通信活動に入ることであります。さきに大臣は率直にかくのごとき問題になるととは思われが一刻も争う重大な世界貿易戦に伍してひけをとらぬゆえんであると私は思ふ。その調査によりましては、その在外公館のうちから、あるいはその国生産地あるいは需要地に向つて調査に行きたい、あるいは品物の展示会をやりたい、あるいは現に聞くところによりますと、最近シカゴに博覧会があるということがあります。そういう場合には、やはり通産省の関係から行っている人をそこに派遣して実際を見させたい。ところがこういう問題については、やはり通産省の関係から行っている点がかります。さきに述べましたように、行き届かぬ絹の問題が、世界中が寄つたかつてやつと一歩をもつて陳弁の擁護事実とするが、これを重ねて追究するのはちよつと失礼なようになりますが、問題は、この種のエチケット問題である以上に、重い大かつ深刻であるという意味からして御了承願いたいのですが、ここで私は声を大にして、一言にして尽せば、政府の認識の浅きを糾弾したいと思います。いや、これは私一個人の声ではございません。全國數十萬の関係業者の声であり、日本の再建を心から念する国民の声であると思うのでもあります。さきに述べましたように、紡生産が存すると思うのであります。この意味において、この禁止法を軽視したとあります。さきに述べましたように、紡生産が存すると思うのであります。この意味において、この禁止法を軽視し、この一年間を空費し、事態を今日の苦境に追い込んだ政府の怠慢と無策と認識がおかしいと申さなければならぬと思ふ。さきに申しましたミラノの世界紡織大会は、参加出席国は十七箇国でありますとして、三百人近い代表者が集まつたのであります。アメリカからもまた多数の代表者が出席したのであります。この会議において先般も申し上げましたが、わが政府からがこの会議に出席しているのであります。また下着類も除外せられておりませんが、マフラーのごときはどうであるが、帽子の飾りとか、手袋とか靴下とかは帽子の飾りとか、手袋とか靴下とかいうものが除外されている。あるいはまた新聞その他に相当詳しく述べられておりますが、この問題によつては、この禁止法問題については、一言半句の發言もなかつたのであります。そこでこの問題によつては、この問題によつては、今までの怠慢、無策とともに、國民あげての非難的となつておるのは御承知の通りであります。私は政府の良識に訴えておりません。私のこの一題言に耳を傾けられ、また今回の不幸な災厄が転機となつて、いわゆる災いを転じて福となつた

す。その意味で重要輸出品目中の大宗であることは、小学校の生徒すら知つておるところでありまして、何人も編纂の問題であります。さきに大臣は率直にかくのごとき問題になるととは思われが一刻も争う重大な世界貿易戦に伍してひけをとらぬゆえんであると私は思ふ。その調査によりましては、その在外公館のうちから、あるいはその国生産地あるいは需要地に向つて調査に行きたい、あるいは品物の展示会をやりたい、あるいは現に聞くところによりますと、最近シカゴに博覧会があるということがあります。そういう場合には、やはり通産省の関係から行っている人をそこに派遣して実際を見させたい。ところがこういう問題については、やはり通産省の関係から行っている点がかります。さきに述べましたように、行き届かぬ絹の問題が、世界中が寄つたかつてやつと一歩をもつて陳弁の擁護事実とするが、これを重ねて追究するのはちよつと失礼なようになりますが、問題は、この種のエチケット問題である以上に、重い大かつ深刻であるという意味からして御了承願いたいのですが、ここで私は声を大にして、一言にして尽せば、政府の認識の浅きを糾弾したいと思います。いや、これは私一個人の声ではございません。全國數十萬の関係業者の声であり、日本の再建を心から念する国民の声であると思うのでもあります。さきに述べましたように、紡生産が存すると思うのであります。この意味において、この禁止法を軽視したとあります。さきに述べましたように、紡生産が存すると思うのであります。この意味において、この禁止法を軽視し、この一年間を空費し、事態を今日の苦境に追い込んだ政府の怠慢と無策と認識がおかしいと申さなければならぬと思ふ。さきに申しましたミラノの世界紡織大会は、参加出席国は十七箇国でありますとして、三百人近い代表者が集まつたのであります。アメリカからもまた多数の代表者が出席したのであります。この会議において先般も申し上げましたが、わが政府からがこの会議に出席しているのであります。また下着類も除外せられておりませんが、マフラーのごときはどうであるが、帽子の飾りとか、手袋とか靴下とかは帽子の飾りとか、手袋とか靴下とかいうものが除外されている。あるいはまた新聞その他に相当詳しく述べられておりますが、この問題によつては、この禁止法問題については、一言半句の發言もなかつたのであります。そこでこの問題によつては、この問題によつては、今までの怠慢、無策とともに、國民あげての非難的となつておるのは御承知の通りであります。私は政府の良識に訴えておりません。私のこの一題言に耳を傾けられ、また今回の不幸な災厄が転機となつて、いわゆる災いを転じて福となつた

す。その意味で重要輸出品目中の大宗であることは、小学校の生徒すら知つておるところでありまして、何人も編纂の問題であります。さきに大臣は率直にかくのごとき問題になるととは思われが一刻も争う重大な世界貿易戦に伍してひけをとらぬゆえんであると私は思ふ。その調査によりましては、その在外公館のうちから、あるいはその国生産地あるいは需要地に向つて調査に行きたい、あるいは品物の展示会をやりたい、あるいは現に聞くところによりますと、最近シカゴに博覧会があるということがあります。そういう場合には、やはり通産省の関係から行っている人をそこに派遣して実際を見させたい。ところがこういう問題については、やはり通産省の関係から行っている点がかります。さきに述べましたように、行き届かぬ絹の問題が、世界中が寄つたかつてやつと一歩をもつて陳弁の擁護事実とするが、これを重ねて追究するのはちよつと失礼なようになりますが、問題は、この種のエチケット問題である以上に、重い大かつ深刻であるという意味からして御了承願いたいのですが、ここで私は声を大にして、一言にして尽せば、政府の認識の浅きを糾弾したいと思います。いや、これは私一個人の声ではございません。全國數十萬の関係業者の声であり、日本の再建を心から念する国民の声であると思うのでもあります。さきに述べましたように、紡生産が存すると思うのであります。この意味において、この禁止法を軽視したとあります。さきに述べましたように、紡生産が存すると思うのであります。この意味において、この禁止法を軽視し、この一年間を空費し、事態を今日の苦境に追い込んだ政府の怠慢と無策と認識がおかしいと申さなければならぬと思ふ。さきに申しましたミラノの世界紡織大会は、参加出席国は十七箇国でありますとして、三百人近い代表者が集まつたのであります。アメリカからもまた多数の代表者が出席したのであります。この会議において先般も申し上げましたが、わが政府からがこの会議に出席しているのであります。また下着類も除外せられておりませんが、マフラーのごときはどうであるが、帽子の飾りとか、手袋とか靴下とかは帽子の飾りとか、手袋とか靴下とかいうものが除外されている。あるいはまた新聞その他に相当詳しく述べられておりますが、この問題によつては、この禁止法問題については、一言半句の發言もなかつたのであります。そこでこの問題によつては、この問題によつては、今までの怠慢、無策とともに、國民あげての非難的となつておるのは御承知の通りであります。私は政府の良識に訴えておりません。私のこの一題言に耳を傾けられ、また今回の不幸な災厄が転機となつて、いわゆる災いを転じて福となつた

だかなければならぬぢやないか、こ
う思つております。

次に、同じようなケースがインドネ
シアにあるということを御存じでござ
いましたより。これに対しても綿維局は一
体どう考へておられるのか。ジャカルタ電
によれば、すでにインドネシアの政府
は、綿糸も、化織糸も、毛糸も、これ
は自分の國の業界を守るために、自給
自足のために、國內の販売まで政府
が統制する、今後の買付といふもの
も、政府が一切一括して行う、こうい
うことに相なつておるようでございま
す。これは政府の方へ打電があつたか
なかつたかは知りませんが、私はこの
問題を商社筋からいち早く聞いてお
るところは、おそらくキヤンセルに相
なるではないかと、いうことは、これは
だれしも想像のつくところでございま
す。こういう問題に対しても、一体政府
の方へ通知があつたのかなかつたの
か、もしあつたとするならば、これに
対してどう対処されようとしているの
でござりますか。

以上申し述べましたようなケース
は、糸への輸出につきましては聞々
あつたことでござります。燃えるから
というようなことは初めてでございま
す。これは買わないとかいうようなこと
は間々あつたことでござります。これ
についての対策でございますが、私は
先ほど同僚委員の鈴木さんのおつしや
いましたことは、しこく大勢成でござ
います。こういう問題に対する対策の
第一に、在外公館の中に、商売の上の
専門家がいたいということは、これは
大きな痛手であると思ひます、大臣

はこれに対しても将来どうしようと考
えになつていらつてしまつます。私も
この糸へんに関しまして、諸外国をま
わつて参りました。公館へも行つて参
りました。ところが悲しいことに、例

の印綿を買つけるにあたつて、この
ことを知つておる人はほとんどおら
ぬ。私は公館の方々の努力は十分に買
いいます。ところがその効果の上らない
ことを私は遺憾に思つてございま
す。そこで、一体それをあちらではど
うやつておるかといふと、日錦の柳川
さんや東錦の廣瀬さんたちが、えらい
努力してこれをカバーしておられるけ
れども、遺憾ながら肩書が悪い。商社
で将来でござりますが、綿維局の卒業
生、これをもとと在外公館に出して活
躍させる意図ありやなしや、それから
業界の専門家をして、公館の肩書とま
で行かぬにしても、顧問とか何とか
いう、それに似たものをつけて、そろ
う、それだけをつけて、そろ
うことは、これはすでに外國でやつて
いることなんです。そもそも隠しもあり
ることなんです。うそも隠しもあり
ません。インドに行つてごらんなさ
い、ドイツの機械なんかには、向うの
よう焼れてしまう。こういう点につい
て、ほんとうに輸出振興策を言う政府
だつたならば、一体どう海外市場で努
められておる。これに対しても、

最後に綿維の技術について申し上げ
たいと思いますが、これは私が通産委
員になつてからじやなくとも、その前
からも再三再四言わわっていることでござ
りますが、大臣はこの間の答弁の中
にも、この可燃性織物、絹が燃えるか
燃えないと言わわれたことは初耳であ
るというような御答弁でございまして
が、私はこの委員会において継が燃え
るからいけないのだということについ
ては、すでにバイヤーからよく聞いて
おりますので、再三申し上げたことで
ござります。ちゃんと記録に載つてお
るはずでござります。とにかく継がだつ
たら継はどうしたらしいかといえ、
今後の研究は燃えないようにすること
なんですね。継がだつたら継がないよう
の食わないようにすることなんです。

以上申し述べましたようなケース
は、糸への輸出につきましては聞々
あつたことでござります。燃えるから
というようなことは初めてでございま
す。これは買わないとかいうようなこと
は間々あつたことでござります。これ
についての対策でございますが、私は
先ほど同僚委員の鈴木さんのおつしや
いましたことは、しこく大勢成でござ
います。こういう問題に対する対策の
第一に、在外公館の中に、商売の上の
専門家がいたいということは、これは
大きな痛手であると思ひます、大臣

力しようとするのか、いくら輸出振興
と言つても、処女地帯というものはどう
いません。すでに荒されている。そこ
へ割込んで行かなければならぬほど再
本の輸出振興の将来に対しても、大臣の
確固たる信念と具体的の方針を承りました
いわけでござります。

最後に綿維の技術について申し上げ
たいと思いますが、これは私が通産委
員になつてからじやなくとも、その前
からも再三再四言わわっていることでござ
りますが、大臣はこの間の答弁の中
にも、この可燃性織物、絹が燃えるか
燃えないと言わわれたことは初耳であ
るといふような御答弁でございまして
が、私はこの委員会において継が燃え
るからいけないのだということについ
ては、すでにバイヤーからよく聞いて
おりますので、再三申し上げたことで
ござります。ちゃんと記録に載つてお
るはずでござります。とにかく継がだつ
たら継はどうしたらしいかといえ、
今後の研究は燃えないようにすること
なんですね。継がだつたら継がないよう
の食わないようにすることなんです。

たければリン・セットも買えないとい
う状況なんだから、これについて日本
政府は集中的に何らかの手を打つ必要
云といふ御答弁がこの前ございました
けれども、工業技術院にまかしただけ
ではこの空白を取り戻すにはあまりにも
幼稚であり、あまりにも日が遠過ぎ
る。そんなことを言つておつたら日本
の綿維は——特に文化とともに進みつ
つあるこの綿維は遅れをとつてしま
う。文化とともに生活があり、生活と
ともに綿維があるといふのはこれはも
ういにしえのことわざであつて、今日
は綿維の進歩というものが国民の生活
を引きずり、服装を引きずり、あのフ
ァッション・ショーを引きずつてゐる
のだ。デイオールを引きずつてゐる
は綿維の技術なんです。これに対しても
一体工業技術院にまかせただけでよろ
しくうござります。私をして言わし
むならば、このことで子供のころか
ら苦しんで祖先が染料でもうどうにも
ならないなつてして生つてゐるこれらの
連中に、ちょっと指導をすればけつこ
うエジアグレイズぐらいのところには
追いつけます。日本のエジアグレイズ
はビリだといふますれば、こんな
ものは簡単にやれます。ただ惜しむら
くは政府はかような目的つかない第二
次、第三次の輸出振興には過去におい
てあまりにも援助の仕方が足りなかつ
たのぢやないか。過去においては、そ
れでもよかつたかもしれないけれど
も、綿維が技術とともに進み、文化と
ともに進んでいく今日においてはそれ
では足りないぢやないか。そうしてこ
こに技術振興を加えることによつて初
めて政府のおつしやるところの輸出振
興が実を結ぶのではないか。今日幸い
にしてこうなことが起きた。私はあ

通りでございますので、今後の輸出リンク制の運用につきましては、特に加工度によるインセンティヴの比重を重くいたしまして、なるべく優良な、加工度の高いものを輸出するよう仕向けて参りたい、かように考えております。

なおこれとあわせまして、臨時租税特別措置法によりまして、いわゆる輸出免稅の制度がございます。これは一般的には生産者ないしは輸出業者のみに適用があるわけでございます。しかし時に織維部門に限りましては、加工業者についても若干の免稅措置を、本年之初あたりからあると思ひます

が、とつていただきことになつております。これらのことにつきまして極力加工度の向上並びに品質の向上につきましては努力いたしたい、かように考

えます。これがもういりませんといふ

○加藤(清)委員 ただいまの織維局長

の丁重な御答弁は了承いたしましたが、それについてぜひお尋ねしておかなければならぬことがあるのでございま

す。それはインドネシアの貿易では、日本は過去に再三痛い目を見ついている

のです。特に今お話をありましたサロ

ンのときは、買うちと言つてこちらでせつとかくサロンにつくらしておいでから、これはもういりませんといふ

ようなわけで、戦前にもそういうことがあります。しかし戦後におきましても、つい最近でございますが、インドネシア向けのこちらの半導器は加藤先生もよく御存じの通りでありますから、これが瀬戸のかま場の方だけでも五億円ストックしてしまつて、ずいぶんつらい目をさせら

れておる。そこで今お話を通り、向うの手持外貨は非常に少い。だからこそ

インドネシアでできる物との交換といふことに将来何らかの打開策を求める

いふことは不可能じやないか、このように考へるのであります。幸いにしてあそこにはけつこうな原油があるはずでござ

いませんが、ほかの国からわざ／＼買わなくて、あそこから何とかバーテー

なりリンクなりチエンジなり、何でもいいと思うのでござりますけれども、いい方法を見つけてやる意思はありや

なしや。

それからついのことでありま

が、今の仕上げでもそぞうでござります。これが、インドネシアに送るサロンの仕上

げ加工は、あれは妙な国でありますから、日本のようにはつきりした模様を

つけるといけないので、柄が散らばつておると向うではいいというわけであ

ります。これらの技術なども愛知県でも

それについてぜひお尋ねしておかなければならぬことがあるのでございま

す。それはインドネシアの貿易では、日本の丁重な御答弁は了承いたしましたが、それについてぜひお尋ねしておかなければならぬことがあるのでございま

す。それはインドネシアの貿易では、日本の丁重な御答弁は了承いたしましたが、それについてぜひお尋ねしておかなければならぬことがあるのでございま

す。それはインドネシアの貿易では、日本の丁重な御答弁は了承いたしましたが、それについてぜひお尋ねしておかなければならぬことがあるのでございま

す。それはインドネシアの貿易では、日本の丁重な御答弁は了承いたしましたが、それについてぜひお尋ねしておかなければならぬことがあるのでございま

それだから私は聞いたわけでありま

す。向うが統制して買わぬと言つたら、この手外貨は非常に少い。だからこそ

印度ネシアでできる物との交換といふことは不可能じやないか、このように考へるのであります。幸いにしてあそこにはけつこうな原油があるはずでござ

いませんが、ほかの国からわざ／＼買わなくて、あそこから何とかバーテー

なりリンクなりチエンジなり、何でもいいと思うのでござりますけれども、いい方法を見つけてやる意思はありや

なしや。

それからついのことでありま

が、今の仕上げでもそぞうでござります。これが、インドネシアに送るサロンの仕上

げ加工は、あれは妙な国でありますから、日本のようにはつきりした模様を

つけるといけないので、柄が散らばつておると向うではいいというわけであ

ります。これらの技術なども愛知県でも

それについてぜひお尋ねしておかなければならぬことがあるのでございま

す。それはインドネシアの貿易では、日本の丁重な御答弁は了承いたしましたが、それについてぜひお尋ねしておかなければならぬことがあるのでございま

す。それはインドネシアの貿易では、日本の丁重な御答弁は了承いたしましたが、それについてぜひお尋ねしておかなければならぬことがあるのでございま

す。それはインドネシアの貿易では、日本の丁重な御答弁は了承いたしましたが、それについてぜひお尋ねしておかなければならぬことがあるのでございま

す。それによつて割高のものを比較的他の地区とバランスのとれた値段で買える、こういう仕組みにいたしておる

わけでございます。その他の外貨の割当の面におきましても、インドネシアか

ほど申しましたように、輸出額の八割が織維製品であり、しかも多額の債権が残つておるという点につきまして、

いろいろ省内でも相談をいたしましたので、その経過につきまして申し上げたいと思います。

お話をのように、原油が買えればこれは最もいいのでござりますが、これは御承知のようにやはりインドネシアの

土産貿易ではございませんで、外國資本の関係があつて、たしか少量は買えます。これらの技術なども愛知県でも

行われておるし、大阪でも行われておられますし、東京の染加工でもやられておりますが、これもけつこう向うの技術以上にできるわけあります。ただ酸どめがうきく行かないだけです。あ

れはおもしろいことに、溶けたほどい

いのです。毒虫にさされないので溶けたほどいいといふのですから、これはおもしろい国です。そこでこういう日

本の関係があつて、たしか少量は買えます。これが、印度ネシアの

申労委の方へ呼ばれておりまして出席できまんことはまことに申証なく存じます。御指摘のございました織価協定に及ぼす影響の点につきまして御説明を申し上げたいと思うのでございま

す。

一応ラフな数字で恐縮でございますが、農林省で推定いたしました織

な御発言をしておられるのでございま

す。できるだけこの被害をなくしまし

て、生産の需給関係、従つてまた織

はインドネシアから割高のものを買

いふことに将來何らかの打開策を求める

いふことは不可能じやないか、このように考へておるます。幸いにしてあそこにはけつこうな原油があるはずでござ

いませんが、ほかの国からわざ／＼買わなくて、あそこから何とかバーテー

なりリンクなりチエンジなり、何でもいいと思うのでござりますけれども、いい方法を見つけてやる意思はありや

なしや。

それからついのことでありま

が、今の仕上げでもそぞうでござります。これが、インドネシアに送るサロンの仕上

げ加工は、あれは妙な国でありますから、日本のようにはつきりした模様を

つけるといけないので、柄が散らばつておると向うではいいというわけであ